



8月号
交番
広報紙

今渡交番

IMAWATARIKOBAN

回 覧

【発行】令和8年8月1日
可児警察署 今渡交番
0574-63-5739

生活道路における法定速度が変更されます

【改正道路交通法施行令施行日】

令和8年9月1日

【変更点】

生活道路における自動車の法定最高速度が

60 60km/h → **30** 30km/h

へ引き下げられます！

よって今後標識のない一般道は、法定最高速度は**60km/h**から**30km/h**になります。



Q.「生活道路」って何??

A. 主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線や車線がない道路のことです！



⚠ 例外（以下の道路は対象外） ⚠

- ① 中央線や複数車線がある幹線道路
- ② 高速道路や自動車専用道路
- ③ 既に「40」「50」などの速度標識がある道路（標識の速度が優先）



たとえ法定速度の範囲内でも交通状況や天候、視界を考慮して安全に走行しましょう！

お知らせ

今渡交番の概略や現状などについて

- ☆ 所在地
今渡2701番地1
- ☆ 電話番号
0574-63-5739
- ☆ 勤務員数
警察官6人(24時間三交替勤務)
交番相談員1人
- ☆ 管轄区域
今渡地区全域、川合地区全域、
下恵土地区の一部(主に北東部)



- ☆ 現状などについて
当交番は、約33年前の平成5年4月に、2人制の派出所として運用が開始されました。
現在は、勤務員も増え、交番内が手狭になってきたと感じるようになりました。
時代の流れや環境などは移り変わっていきませんが、勤務員一同の、「この地域のために!」という気概は何ら変わりありません。
今後とも、よろしくお願いします。

熱中症対策を実施しましょう!

※今年の夏も高い気温が予想されます※

熱中症を見極めるポイント!

- 十分な水分は摂取してるか
- 適度な塩分補給をしているか
- こまめに休憩しているか
- 身体の冷却はしているか
- 過ごしやすい衣服を着ているか



熱中症や脱水症状にならないよう、自身の体調管理に努めましょう!

警察活動の実施に万全を期すため、警察官も職務中の水分補給等の必要な体調管理に努めています! 今後とも、警察活動にご理解とご協力をよろしくお願いします!

